

## 記

### 1 申請者の概要

- ① 法人等の名称又は氏名：桐生地方卸売市場株式会社
- ② 住所：群馬県みどり市笠懸町阿佐美 2761-1
- ③ 法人の場合はその代表者の氏名：
- ④ 連絡先（電話番号）：
- （FAX番号）：
- （メールアドレス）：
- （担当者名）：

非公表

### 2 食品等流通合理化事業の目標

当市場は、青果物及び、水産物を扱う総合卸売市場として昭和 49 年 7 月に卸売市場法に基づいて桐生市公設地方卸売市場として設置され、平成 21 年 7 月からは、開設権を承継した桐生地方卸売市場株式会社が桐生地方卸売市場（民営化）として、卸売市場の運営を行っている。

昭和 49 年の開場以来 47 年が経過し老朽化が著しく改修工事が必要な中、平成 24 年には青果卸売場の一部に新冷蔵庫を設置、平成 25 年 4 月には水産卸売場を低温売場に改修し、同年 10 月には水産物流通センターを新築した。また、平成 27 年には冷凍冷蔵庫の改修も行い、流通におけるコールドチェーンの流れを維持し、安心安全で新鮮な生鮮食料品を消費者に提供するため、機能強化を図っている。

今回、仲卸売場及び関連店舗棟が建つ土地を令和 5 年 3 月 30 日までに桐生市に返還し、現在の市場機能を維持向上させるために各施設を移設する必要がある、食品の品質・衛生管理の向上を図ることのできる施設を新築する。

- 施設の運用面においても、「品質・衛生管理の高度化マニュアル」に基づく規範を策定し、卸売業者仲卸業者及び流通業者による規範の取組を徹底する。

【成果目標】卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範の策定及び実施

現状（2021 年度）規範未完成

目標（2022 年度）規範の策定・実施

- 夏場はビニールカーテンでふさが冷却しており冷却率が悪いため、整備により、アルミサッシを取り付け冷却された空気を逃がさないことで、低温売場販売率 10%を目指す。

低温売場面積率：5%

低温売場販売率：10%

超過率：5%

- 施設の維持管理のための修繕費・水道光熱費が今般整備する仲卸店舗業者 3 社で年間約 4,995 千円発生している。仲卸店舗及び関連店舗棟を新築移設して、修繕費、保守管理費等を削減する。

施設の維持コストを 14.5%削減

現状（2020 年度）：4,944,678 円

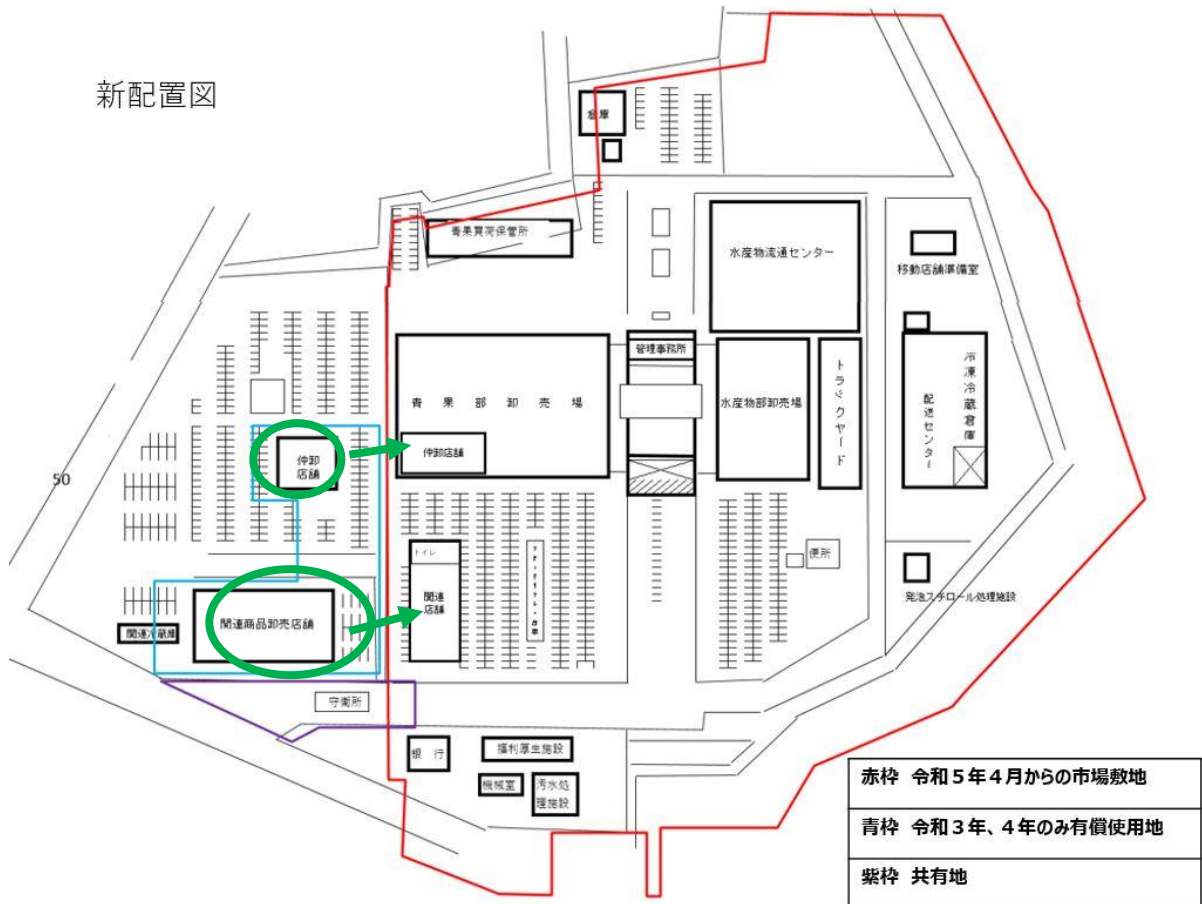
目標（2023 年度）：4,226,618 円

### 3 食品等流通合理化作業の内容及び実施時期

#### (1) 食品等流通合理化作業の内容

##### 【講ずる措置の類型】

- 流通の効率化（イ）
- 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）
- 情報通信技術その他の技術の利用（ハ）
- 国内外の需要への対応（ニ）
- その他食品等の流通の合理化のために必要な措置（ホ）



#### ○ 流通の効率化（イ）

仲卸売場を青果卸売場一部に新築することにより、卸売場から仲卸売場までの商品の円滑な流れを確保できる。卸売場南側施設に分散している卸売機能（セリ場、ピッキングスペース等）を卸売場中央から北側に集約し、作業効率の向上を図る。空き区画が発生している仲卸売場、関連店舗は、店舗区画を必要規模に集約のうえ売買参加者の買い物等の効率化を図る。

#### ○ 品質管理及び衛生管理の高度化（ロ）

現在の仲卸店舗は開放型であり、夏場はビニールカーテンでふさがり冷却している。そのため開閉時以外にも下の隙間から冷気が逃げてしまい、冷房効率が悪い。

さらに開場以来47年経過する建物は老朽化しており、改修工事をしながら施設維持をしている。新鮮で高品質な生鮮食料品を消費者に提供するため、衛生管理された施設、温度管理のできる施設が必要であると考えられる。商品管理の徹底のためにも

温度管理機能を有する仲卸売場施設を新設し、アルミサッシを取り付け冷却された空気を逃がさないことで温度・衛生管理できるようになり、鮮度・品質保持の向上が可能と考える。

また、「品質・衛生管理の高度化マニュアル」に基づき、卸売業者、仲卸業者及び市場内関係者が遵守すべき事項を施設や作業工程ごとに記した規範を策定する。規範策定後は、場内に掲示及び関係者に配布し、常に適正な施設管理や食品の衛生的な取扱いを行い品質・衛生管理の徹底を図る。

(2) 食品等流通合理化事業の実施時期

令和4年4月～令和6年3月

(3) 食品等流通合理化事業を実施する事業所又は卸売市場の概要（複数の場合は、それぞれについて記載する。）

- ① 事業所又は卸売市場の名称：桐生地方卸売市場株式会社
- ② 所在地：群馬県みどり市笠懸町阿佐美 2761-1
- ③ 事業開始（開設）年月日：昭和49年7月18日
- ④ 事業内容：青果物及び水産物等の卸売

(4) 食品等流通合理化事業を実施するために必要な投資

実施者	年度	施設等の種類	施設等の規模・能力等 (㎡、台、一式等)	事業費 (千円)
桐生地方卸売市場株式会社	令和4	仲卸売場施設 ・関連店舗棟	仲卸売場 306㎡ 関連店舗・トイレ 780㎡	非公表
計				

4 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

年度	実施者	使途	必要な資金の額 (千円)	調 達 方 法 (千円)						備考
				公庫	支 援 機 構	その 他 の 金 融 機 関	自 己 資 金	その 他	計	
				非公表						

5 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

食品等流通合理化事業により仲卸売場・関連店舗棟の集約移転及び閉鎖性売場を整備し、卸売市場の物流の効率化、品質・衛生管理の高度化を図ることにより、消費者への新鮮で高品質な生鮮食料品を安定して供給することが可能となる。また、食品の品質を落とすことなく消費者へ届けることができるようになるため、地場の生産者の育成と収入増加も期待することができ、農林水産業の発展、一般消費者の利益の増進に寄与する。